

服装・頭髪・身だしなみ、及び携帯品等の規定

服装・頭髪・身だしなみ、及び、所持品は、すべて舞子高等学校生徒として、端正で清潔であること。

1 制服

本校指定の制服を着用すること。

50回生用

- (1) 黒詰襟学生服上下（ボタンは校章入りのもの、学年章兼用の校章は、左襟につける）
学生服の下は長袖白カッターシャツを着用する。
夏服は、本校指定の黒ズボンに半袖白カッターシャツを着用する。
セーターは本校指定のものとする。

* 学生服は、上下とも異型は禁止する。

- (2) ブレザー・スカート（学年章兼用の校章は、冬服着用時は左襟につける）
ブレザーの下は長袖ブラウスを着用する。
夏服は、本校指定のスカートに半袖ブラウスを着用する。
カーディガンは本校指定のものとする。

* スカートを短くするなどの加工や変形を禁止する。

51・52回生用

- (1) 正装（式典時もしくは学校が指定した日）は以下の通り。

（冬期）ブレザー、長袖シャツ、ネクタイ（ブルー）もしくはリボン（ブルー）、スラックスもしくはスカート

* ブレザーの下にベスト、セーター、カーディガンを着用可とする。

（夏期）半袖シャツ（白）、スラックスもしくはスカート

- (2) 通常の学校生活においては以下の通り。
年間通して衣替えは設定していないので気候に合わせて着用すること。

組み合わせについては問わない。ただし、着用においては品のある着こなしをすること。

* 特にネクタイ・リボンのだらしない着け方の無いようにすること。

* スカートを短くするなどの加工や変形を禁止する。

2 通学用靴

通学用靴は運動靴、または黒・茶の革短靴（合成皮革を含む）とする。雨天時はレインシューズ可。

3 ソックス・ストッキング

華美なものは着用せず、高校生らしいものとする。

4 上履き、および、体育時の服装

校舎内では指定のスリッパを用いる。体育時は本校指定のものを使用する。

5 防寒着

気候や個人の体調によって、登下校時に限り、コートやマフラー等の防寒着を着用してもよい。ただし、必ず、男子は学生服・ブレザー、女子はブレザーの上に着用すること。

6 頭髪

高校生らしい清潔で品位のある髪型とする。染色、脱色、パーマ、カール、エクステンション（つけ毛）等の頭髪の加工や、アイロン・ドライヤーなどの過度の使用等による変色も固く禁止する。

7 まつ毛

パーマ、カール、つけ毛等の加工を禁止する。

8 化粧・装飾品・その他

化粧、ピアス、指輪、ネックレス、カラーコンタクト等の装飾を目的とするものを禁止する。

9 通学用鞆

日々の学習用具を持ち運ぶのに適し、高校生らしいものとする。

10 携帯電話（スマートフォン）について

- (1) 昼休みを除く朝のSHR開始から帰りのSHR終了までは使用禁止。電源を切っておく。
(2) 校内外問わず、歩きながらの使用は厳禁。